志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和３年第４回定例会

１．招集年月日　　令和３年４月１３日（火）

１．開催年月日　　令和３年４月２０日（火）

１．開催場所　　志摩市役所６０２・６０３会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 伊藤 幸記

教育総務課長　　　　　　　　　　　　　　　　 柴原 晃

　　　　　　　　　　　　　学校教育課長　　　　　　　　　　　　　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 金光 孝裕

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　生涯学習スポーツ課長　　　　　　　　　　　　 山本 富紀

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 　亨

１．傍聴人　　０名

１．事　　　　　　　項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  日程第　７  日程第　８  日程第　９  日程第１０  日程第１１  日程第１２  日程第１３  日程第１４  日程第１５  日程第１６  日程第１７  日程第１８  日程第１９  日程第２０  日程第２１  日程第２２  日程第２３  閉　会 | 開会時間　　　９時０１分  会議録署名委員の指名　　２番　森　委員  委員長報告  議案第２０号　志摩市公民館長の任命について  議案第２１号　令和５年以降の志摩市成人式について  報告第１０号　志摩市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則  について  報告第１１号　志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部を改正す  る規則について  報告第１２号　志摩市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令  について  報告第１３号　志摩市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示  について  報告第１４号　志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について  報告第１５号　志摩市立学校評議員の委嘱について  報告第１６号　志摩市立学校運営協議会委員の委嘱について  報告第１７号　第４回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果の  報告について  報告第１８号　学校医の委嘱について  報告第１９号　学校眼科医の委嘱について  報告第２０号　学校歯科医の委嘱について  報告第２１号　学校薬剤師の委嘱について  報告第２２号　子どもの育ちや学びの支援　志摩市総合教育センター（保護者宛文  書）の配付について  報告第２３号　志摩市学力向上検討委員会の委嘱について  報告第２４号　令和２年度第２回志摩市社会教育委員会議について  報告第２５号　社会教育主事の配置について  報告第２６号　志摩市スポーツ施設整備基本計画策定等について  報告第２７号　志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱について  その他協議・報告案件について   1. 各課からの報告 2. その他   閉会時間　　　１０時０９分 | | |
|  |  | | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  委員  **日程第２**  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第６**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第７**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第９**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第10**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第11**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  教育長  各委員  教育長  **日程第12**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  教育長  委員  事務局  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第13**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第14**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第15**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第16**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第17**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第18**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第19**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第20**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第21**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第22**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第23**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  委員  教育長  教育長 | | 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和３年第４回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、２番森委員を指名します。  よろしくお願いします。  **教育長報告**  日程第２、教育長報告については、お手元に配付のとおりでございます。  教育長報告について、質疑はございませんか。  （質疑なし）  ないようですので、次へ進めます。  **議案第20号　志摩市公民館長の任命について**  日程第３、議案第20号志摩市公民館長の任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  生涯学習課です。よろしくお願いします。志摩市公民館長の任命についてご説明をさせていただきます。資料につきましては２ページとなります。社会教育法第28条には、市町村の設置する公民館の館長、主事、その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命するとございます。例年、私どもの職員の中で、公民館長を定めて、教育委員会でお認めをいただいておりますので、今回改めて、中央公民館長には私が、浜島生涯学習センター及び大王公民館には、坂井課長補佐を館長として任命するということで、今回上程をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。以上でございます。  質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので採決に移ります。  議案第20号について、承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって、議案第20号は可決されました。  **議案第21号　令和５年以降の志摩市成人式について**  日程第４、議案第21号、令和５年以降の志摩市成人式についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  令和５年以降の志摩市成人式についてご説明させていただきます。資料につきましては、３ページでございます。平成30年６月に成立をしました、民法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和４年４月から成年年齢が18歳に引き下げられることとなります。これまで、年度内に20歳を迎えるものを対象に、成人式を執り行って参りましたが、成年年齢の引き下げに伴いまして、成人式の対象年齢、あり方について、成人式実行委員会の皆様、社会教育委員会議のご意見をいただきながら検討を進めて参りました。県内で、令和５年以降の成人式の対象年齢を公表している自治体のうち、伊賀市以外は引き続き20歳を対象とする意向であること。近隣市町と歩調を合わせることで、同級生と時期を同じにすることができること。18歳に改めますと、就職活動であったり、大学受験の時期と重なることから、令和５年以降の志摩市成人式につきましては、対象者を年度内に20歳を迎えるものとしまして、名称を「二十歳の集い」に改めて、式典を挙行させていただくということで、上程をさせていただきます。よろしくお願いいたします。  これまで長い時間をかけて検討したことですが、内容はこれまでと変わらないということになりますか。  そうですね。また実行委員会の方で、内容等については議論いただいて、企画いただければというふうに思っております。  質疑はありませんか。  (質疑なし)  それでは質疑がないようですので、採決に移ります。議案第21号について、承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって、議案第21号は可決されました。  **報告第10号　志摩市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について**  日程第５、報告第10号志摩市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。  教育総務課柴原です。よろしくお願いします。それでは報告第10号、志摩市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則についてご説明いたします。資料の４ページ、５ページになっております。まず経緯につきましては、昨年、令和２年度の10月に、国の方で、新たなデジタル社会の到来を見据えまして、市町の地方公共団体で、二人三脚で取り組むということで、国の方で押印廃止プロジェクトというものが立ち上がりました。それによってマニュアルが策定されまして、令和２年12月18日付で、全国の地方公共団体へ示され、本年度の４月１日からの施行で、取り組むようにということで、志摩市におきましても押印の見直しができるものについて総務課を中心として見直しを行って参りました。その中で、こちらは規則で定めます申請書等につきまして、押印がいらなくなるという規則の改正になっております。具体的な内容としましては、公民館の使用申請書がありますが、こちらは今まで署名押印をしていただいていましたが、こちらも自筆の署名だけで、この４月から良くなったということです。あと体育施設の利用申請等もありますが、そういう規則で定めています申請書類が、押印がいらなくなったということです。ただ、当課で管理しています奨学金条例関係で奨学金の貸付は、最初に提出する願書は署名だけになりますが、実際に貸付が採択されて、契約書を提出する時は、氏名等は自筆、実印をついて印鑑証明をつけていただきます。契約行為につきましては、従前通り、押印が必要になりますので、その部分のご理解をお願いします。説明は以上でございます。  説明いただきましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第10号は承認されました。  **報告第11号　志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について**  日程第６、報告第11号　志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局  それではご説明いたします。資料は６ページ、７ページです。こちらにつきましては昨年度まで、私の左隣の澤田さんが、調整監という役職を担っていましたが、こちら市役所内全部の部に設置されていましたが、同じ課長職でありながら調整監というポジションで、いろいろな業務の取りまとめとか、あとはすべての決裁に目を通すとか、かなり事務が繁雑でかなり負担がかかるための見直しということです。調整監という役職をなくしまして、こちらの７ページに記載してございますが、各部の取りまとめ、いろいろイベント等がある時の動員事務の取りまとめ、その調整担当課として教育委員会においては、教育総務課が担うということになりまして、そういう組織内の改変ということでございます。説明は以上です。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第11号は承認されました。  **報告第12号　志摩市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令について**  日程第７、報告第12号、志摩市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令についてを議題とします。事務局から説明を求めます。  事務局。  それではご説明いたします。資料は８ページ、９ページになります。こちらも先ほどの規則と同じく、訓令で定めている書類について、押印の必要がなくなるという手続きでございます。該当するものとしましては職員の通勤届、住居手当、有給で休む場合に今まで上司に判を押して届を出していましたが、その届が判を押さなくても出すことができるという形に変わりました。訓令というものは、どちらかというと職員向けに、管理者から指示する内容の法令をまとめたものが訓令というふうになっております。以上でございます。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第12号は承認されました。  **報告第13号　志摩市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示について**  日程第８、報告第13号　志摩市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  それではご説明いたします。資料の方は10ページ、11ページになります。こちらの方も先ほどの規則、訓令と同じく、押印の必要がなくなるということの手続きでございます。こちらの告示というものは、市役所の前に告示版がございますが、そこで行政が行うことに対して市民に知らしめるっていうことになります。当然、条例も告示を行いますが告示だけで済む、議会の承認がなくても市民にお知らせするような内容の文章等になります。その中で定めております申請書類についても、押印が必要なくなるという内容でございます。具体的なもので言いますと、志摩ふれあい教室の入級の申込書等も今でしたら保護者名等で、署名、押印が必要でしたが、こちらの押印がなくなります。また当課で管理しています給食センターの給食物資の納入の登録申請書、業者さんがうちの食品を買ってくださいという申請書になりますが、こちらも今までは署名押印、会社名、氏名のゴム印に押印っていう形が、企業の場合多いですが、こちらも個人の場合ですと、例えば〇〇商店、柴原晃で判をついて出していた。今度は〇〇商店、柴原晃だけでもう印鑑がなくなりますが、例えば法人の場合ですとすべて社長が書いているわけにはいかないのですが、こちらも従前通りゴム印、会社印で、手続きとしては今まで通り可能であります。あくまでも個人さんの認印で済んでいたところ、事務の煩雑さをなくすという、改正の趣旨になっておりますので、法人の場合は今まで通り、ゴム印と社印ということでの対応は可能になります。説明は以上でございます。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第13号は承認されました。  **報告第14号　志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について**  日程第９、報告第14号、志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  資料につきましては12ページ、13ページとなります。こちらの選考委員の委嘱でございますが、奨学金条例の施行規則に定めております、13ページの表の左側の選出区分というのが定めております。その中でまず１番に、市民生委員児童委員から１人ということで昨年度と同様、米奥様に選出させていただきました。２番に、教育委員会の委員として１人、森本委員にお願いしたいと思います。３番に、市内中学校長ということで東海中学校の山口校長と、４番に、文岡中学校の寺本校長を選出させていただきました。５番に、市福祉事務所の職員としまして、生活支援課経理係長の刑部係長を選出させていただきました。あと６番と７番につきましては、教育委員会が特に必要と認めたものということで、実際に奨学金を借りられる生徒が在籍する市内県立高校の水産高校の水谷校長と、志摩高校の山川教頭を選出させていただきました。みなさん任期につきましては、令和３年４月１日から令和５年３月31日までの２年間となっております。説明は以上です。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第14号は承認されました。  **報告第15号　志摩市立学校評議員の委嘱について**  日程第10、報告第15号、志摩市立学校評議員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  学校教育課澤田です。よろしくお願いいたします。志摩市立学校評議員の委嘱について説明いたします。資料は14ページから17ページになります。この学校評議員につきましては、設置の根拠といたしまして、志摩市立学校評議員設置規程があります。その第２条に、学校に学校評議員を置き、１校当たり５人以内とするとあります。職務につきましては、校長の求めに応じ、教育活動の実施。地域社会及び家庭と学校の連携の促進等、校長の行う学校運営に関して意見を述べ、または助言を行うとあります。任期につきましては、１年で、令和３年４月１日か令和４年３月31日までとなっております。志摩市の場合、一校あたり、５人以内ということで、それぞれの学校から推薦をいただきまして合計56人となります。この中で異動がありましたのは、17ページの下から５人目、東海中学校の昨年までの向井さんから、今年度は向井さんへ変更になっております。以上です。  コミュニティスクールへの移行が来年度からあると、評議委員会はうまくいけば今年で終わる見通しですか。  はい。コミュニティスクールが導入されますと、学校運営委員会の形に移行しますので、評議員からの移行が想定されます。  今年度中に、各学校に整備をお願いするというふうな動きがありますので、上手くいけば、来年度からすべての学校で、この後の議題に出てきます学校運営委員会への移行が進むという見通しもあわせてご承知おきください。説明をいただきましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第15号は承認されました。  **報告第16号　志摩市立学校運営協議会委員の委嘱について**  日程第11、報告第16号、志摩市立学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  資料といたしましては、18ページ、19ページになります。学校運営協議会委員の根拠といたしまして、志摩市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の第１条に、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、ともに子どもたちの豊かな育ちの創造を目指すため、学校運営協議会を設置するとあります。これに基づいて設置をしておりまして、職務といたしましては、学校経営計画に関する事項、教育課程の編成に関する事項、予算の編成に関する事項、その他となっております。委員数は、15人以内で組織するとなっており、任期は１年でございます。これも、学校からの推薦に基づいて、委嘱をいたしておりまして、変更があった委員といたしましては、上から２人目の中西さんが山際さんに代わって、新たな委員となっております。それから、下から４人目、山分さんも交代で新しい委員となっております。下の２人、岩城さん、岡本さん、こちらは選出区分といたしまして、PTAの会長と副会長ですが、こちらにつきましても、PTAの役員改選がありまして、代わっております。以上、この13人となります。よろしくお願いいたします。  説明がありましたが、質疑はありませんか。  委員。  学校運営協議会委員の人数の説明を受けましたが、協議会の定数というものはあるのですか。  運営委員につきましては、人数が15人以内で構成するとなっております。  はい。ありがとうございます。  ほかに質疑はありませんか。  （質疑なし）  他に質疑がないようですので、報告第16号は承認されました。  **報告第17号　第４回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果の報告について**  日程第12、報告第17号、第４回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果の報告についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  よろしくお願いします。資料は20ページ、21ページをご覧ください。令和３年２月の第１週から２週の一定の期間を設けまして、第４回のアンケートを実施いたしました。資料の示す通り、今回の調査におけるいじめの件数は全９件。小学校２件、中学校が７件でありました。アンケートは、７月、10月、12月とやってきていますが、その件数と比較すれば、非常に少ない件数になってきています。基本的にこれまで同様、積極的ないじめ認知のもと、対応させてもらっている結果だと捉えております。また、どの学校においても、学級で仲間づくりを行って成果を上げることができた、そのあらわれだと考えております。特に第３回、４回のアンケート調査では、学年は書いていませんが、小学校６年生、中学校３年生の事案というのはほとんどなく、子ども同士のつながりと共に、卒業を迎えることができた結果だと捉えています。このアンケートの全体を見渡した結果になりますが、いじめの件数が、特に中学校では昨年度に比べて格段に増えています。この理由は何かと言いますと、これまで、それはいじめではないと、職員もそうですが、子どもも捉えていたことを、やっぱり嫌な思いをした部分は、アンケートにあげていこうということを各学校の方で訴えてきた、結果で、中学校の数が増えてきています。そういうような部分で、いじめの定義と照らし合わせて、いじめを見逃さないようにしていく、そのような対応の結果と捉えております。本年度より、市教委は、各学校の実態をより詳細に把握して、追跡調査も行ってきました。状況に応じて、解決に向けた協議を学校と共に、教委が力を合わせて指導、助言を行うようにしてきました。そういう意味で、市教委がそれぞれの事案を把握している状況であり、年度を跨いだ事案につきましても、当該生徒、児童を見守り続けるように指示を行っているところです。また、定例のいじめ、不登校対策連携会議においても、いじめで不登校になっていないかどうか。重大事態のフィルターをかけることができています。学校と市教委の二重のチェック体制を構築することができるようになりました。こういった点は、令和２年度の大きな成果だというふうに考えております。一方で、見えてきた課題もあります。学校間における件数の差がまだまだあります。これは先ほど話しましたが、どこまでをいじめかっていう捉えに関わって、すべて教職員が、共通の認識を持てるようにしていかなければいけないと考えております。子どもがいじめの訴えに際して、アンケートに頼っている傾向があるということで、その辺り、子どもたちの普段の生活の様子、或いはそういうのを見守ってくる体制づくりを、今後考えていく必要があるというふうに考えます。こういった課題を踏まえ、本年におきまして、まずは、先生方のいじめを見逃さない力をさらに向上させること。そして、子たちたちがいつでも、どこでも誰にでも話せる体制づくりをさらに構築して、最終的には、子どもたちへの安心、安全の場を確保していけるよう、いじめ問題に対する、主体的な対応の育成につなげていきたいと思っています。今年度も、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、しっかり取り組んでいきたいと考えております。以上です。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  委員。  アンケートの項目の中身になりますが、相談できる人がいるかとか、相談しましたかとかそういうような項目というものはありますか。  このアンケートにはないです。  もしないのであれば、項目の中にそういった項目を加えていただくよう検討していただければと思います。  はい。またアンケート等、結果も踏まえて、また会議の内容、データを踏まえて検討していきたいと思います。  よろしくお願いします。全体の見直しもお願いします。  他に質疑はありませんか。  委員。  教育現場では、一人ひとりの児童、生徒に対して丁寧に関わっていただいていると思います。そこで、職員の共通認識というところで、昨年度、いじめ見逃しゼロに向けた提言を、教育委員会が１月20日に出していただいています。共通認識、情報を共有するというところは、すごく大事かと思います。この提言を今年度はどのようにお考えでしょうか。  昨年度、アンケートをする前に、こういう部分がいじめだよということを、子どもたちに確認させて、その上でアンケート行っています。それまでは、そういうことはしていませんでしたが、職員自身も、アンケートをする前に確認ができますし、子どもたちも、こういうことは書いておいたほうがいいという意識は持てたと思います。そういう意味では、今年度も同じような形で、もう一度、再確認していこうと考えております。  関連して、先ほどの相談できたか、できなかったかというような部分が関わってくる話になりますが、いじめを生み出さない学校風土づくりというようなことで、人権感覚の醸成とか、仲間づくりとか、そういった部分も大事にし、例え、いじめがあったとしても相談できるところがあり、先生や友達にも言えるという、互いに仲間を大切にしてくという学校風土づくりというような根本的なところのアプローチをあわせてよろしくお願いいたします。  そっちの方は人権学習、道徳学習とあわせて、やっていければなというふうに思っております。  他に質疑はありませんか。  （質疑なし）  それでは他に質疑はないようですので、報告第17号は承認されました。  **報告第18号　学校医の委嘱について**  日程第13、報告第18号、学校医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  よろしくお願いします。資料は22ページ、23ページとなっております。この学校医につきましては、学校保健安全法というのがございまして、その第23条に、学校には学校医を置くものとするとあります。また同じ条文の中で、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するとあります。これに基づきまして、23ページに記載の内科医の方に、学校医を委嘱いたしましたので報告します。人数は13人で、令和２年度からの変更はございません。以上です。  説明がありましたが、質疑はございますか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第18号は承認されました。  **報告第19号　学校眼科医の委嘱について**  日程第14、報告第19号、学校眼科医の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  よろしくお願いします。資料は24ページ25ページになります。根拠となる条文につきましては、先ほどの内科医と同様でございます。人数は４人で、こちらにつきましても、令和２年度からの変更はございません。以上です。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第19号は承認されました。  **報告第20号　学校歯科医の委嘱について**  日程第15、報告第20号、学校歯科医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  よろしくお願います。資料は26ページ、27ページになります。根拠となる条文につきましては先ほどの内科医等と同様でございます。人数は14人で、令和２年度からの変更はございません。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第20号は承認されました。  **報告第21号　学校薬剤師の委嘱について**  日程第16、報告第21号、学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  資料は29ページ、30ページになります。根拠につきましては、内科医と同様でございまして、人数は11人で、令和２年度からの変更がございません。以上です。  説明がありましたが、質疑はありませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第21号は承認されました。  **報告第22号　子どもの育ちや学びの支援　志摩市総合教育センター（保護者宛文書）の配付について**  日程第17、報告第22号、子どもの育ちや学びの支援　志摩市総合教育センター（保護者宛文書）の配付についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  ページは32ページからになります。志摩市総合教育センターについての保護者への周知につきましては、年度の当初に保育所、幼稚園、小中学校におきまして、新たに入所、入園、入学した子どもたちの保護者へはパンフレットを配布させていただき、それと並行して全ての保護者に対しまして、今回報告させていただきます文書を配付させていただきました。まず、表面ですが、センターの相談機能についての周知を行いました。内容については今までのものと同じになりますが、教育相談員が対応する教育相談の相談時間や、電話番号を記載するとともに、臨床心理士によるカウンセリングの案内をさせていいただいております。カウンセリングの予約につきましては、志摩ふれあい教室と相談専用電話の２つの電話番号を記載しております。ふれあい教室への通級生に関しましては、ふれあい教室職員を通じて予約していた方が多くいますが、教育相談員やふれあい教室職員は連携を密にしていますので、相談者がいずれの電話番号にかけてきたとしましても予約への対応ができることとなっています。文書の下の部分ですけど、館内における相談室周辺の様子を写真で紹介し、相談しやすい環境を整えていることを紹介しています。特に出入り口については相談者への配慮をしているということも伝えています。教育相談につきましては、保護者の方に対して「困ったときには、相談できる場所がある」ということを根付かせるために、これからも周知を重ねていきたいと思います。次に、裏面ですが、今回はふれあい教室の活動に関することとして、中学校時代に不登校の状態となり、現在は大学生になった男子生徒の体験談を記載しました。センターには、かつて志摩ふれあい教室で過ごした生徒たちが近況報告に来ることがあります。とても生き生きと、今の自分のことを語ったり、懐かしく、また面白おかしく当時の思い出を語る姿に、私たち職員も子どもの成長を感じたり、ふれあい教室の存在意義のようなものを感じています。また、先輩のこのような姿を今悩んでいる子どもたちへ伝えることができたら、何か力になるのではないだろうかとも考えてきたところです。そんな折、教育委員から、中学校時代に不登校の状態にあったお子さんが、今生き生きと頑張っており、たくさんの方に大事に関わってもらったことに感謝している保護者の方がいるので、そういった声を通信で伝えてはどうかといったご意見をいただいたということもあり、今回をその機会として捉え掲載させていただきました。掲載にあたっては、これまでに何度か保護者の方と一緒に、ふれあい教室に近況報告に見えた、今は大学生となった男子学生がいますので、連絡をとらせていただき、「当時を振り返って思うこと」や「後輩たちに伝えたいこと」について本人や保護者の方に聞かせていただき、その思いをまとめさせていただきました。内容についてはご覧のとおりですが、当時、苦しかったことや、その中でも、今も心の中に残っている良い思い出があること、そしてそのような経験を経て後輩たちに伝えたい思いについて語っていただき、保護者の方についてもご自身の経験されたことやそのおかげでご自身も成長できたことを、今、同じように悩まれている保護者の方へのアドバイスとともに語っていただきました。男子学生も保護者の方もともに、今悩んでいる子どもたちのためになればいいなあと話されていました。今回の記事が全ての子どもや保護者に対して、不登校で悩まれているお子さんの気持ちや、保護者の思いを理解するきっかけになればというふうに思います。最後ですが、お子さんに関わった相談員が、当時を振り返りながら、今の子どもたちを見ていて思うことについて記載しました。子どもたちが安心して過ごすことができる場所を作っていくこと、何でも話すことができる大人の存在の大切さを示すとともに、志摩ふれあい教室がそんな場所であることと、そのような大人がいることについて伝えさせていただいています。今回の保護者あての文書については以上です。  説明がありましたが、質疑ございませんか。  委員。  今回、こんなふうに通級されたご本人さんやご家族の声を紹介してもらったことで、共感できるものを見つけたり、あと子育てをしていく中の不安を取り除いてくきっかけになられた方もいると思います。この総合教育センターへ相談してみようという、一歩踏み出すきっかけになってくれるようなそんな方もいると思いますので、こういった紹介とかを、時々載せていただけると良いかなと思います。ぜひ続けていただきたいなと思います。  はい。  今、委員さんが言っておられたように本当に具体的で、また行ってみようかな、行ってよかったなというのが本当に強く感じられる内容のものになっていて、ありがたいなと思います。総合教育センターでは、教育相談や臨床心理士によるカウンセリングも行っていますので、個人的な内容があろうかと思いますが、記載できる範囲内で具体的なものも載せていただけると、こういうふうに教育相談に行ったらいいのかという機会にもなると思いますので、よろしくお願いいたします。  ご意見いただいたように、今回これを載せることによりまして、共感いただいた保護者の方も多数見えるのではないかと私どもも思っております。それが一歩前進することに繋がればというふうに、期待も込めまして、今後も機会があれば、こういった形で載せたいというふうに思います。それから、カウンセリングにつきましても、具体的にあった方が、こういったことでも相談できるのかというふうな受け取りをしていただけると思いますので、個人情報にかかる部分でもありますので、可能な範囲で載せていきたいと思います。  他に質疑はありませんか。  （質疑なし）  他に質疑はないようですので、報告第22号は承認されました。  **報告第23号　志摩市学力向上検討委員会の委嘱について**  日程第18、報告第23号、志摩市学力向上検討委員会の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱についてですが、志摩市学力向上検討委員会設置要綱第１条第１項で、本市の児童生徒の学力及び学習状況を把握・分析し、本市の学力向上のための対策を検討することを目的として、志摩市学力向上検討委員会を置くと定められており、同要綱第３条第１項では、委員会は、次に掲げるものをもって組織すると定められております。35ページをごらんください。選出区分の欄にそれぞれ役職等が記載されていますが、同項の第1号委員は教育長を、第２号委員は、小中学校長1人で神明小学校の竹内校長を、それから第３号委員につきましては、小中学校教頭１人で東海中学校の髙岸教頭を、それから第４号委員につきましては、各小中学校研修担当者で浜島小学校の谷奥教諭からずっと以下、磯部中学校の平山教諭まで13人、それから第５号委員につきましては、学識経験者１人で志摩市の実情を踏まえ、指導できる者として志摩市総合教育センターの山際相談員を、以上16名の方を委嘱するものです。任期につきましては、同要綱第６条第１項で、委員の任期は１年とすると定められていることから、令和３年４月１日から令和４年３月31日の１年間とさせていただきます。以上です。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第23号は承認されました。  **報告第24号　令和２年度第２回志摩市社会教育委員会議について**  日程第19、報告第24号、令和２年度第２回志摩市社会教育委員会議についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  よろしくお願いします。令和２年度第２回、志摩市社会教育委員会議についてご報告をさせていただきます。資料は36ページからでございます。去る３月24日午後２時から、市役所におきまして、８名中７名の出席をいただきまして、社会教育委員会議を開催させていただきました。案件といたしましては報告案件が１件、議題が２件となってございます。報告案件につきましては、亀山市社会教育委員会議の視察をおこなった報告です。この中で志摩市社会教育委員会議の将来の姿について、その思いをお伝えさせていただいております。議題といたしましては、社会教育委員会運営規則について、令和３年度社会教育関係事業についてを審議いただいております。運営規則につきましては、報告案件で、亀山市の運営状況等を報告させていただきまして、また、志摩市社会教育委員会の将来的な姿をお伝えしたということから活発な議論となり、自立的な運営に関する期待と不安、双方の意見をいただいております。今後の会議の運営にあたりましては、これまでの形態を継続しつつ、自立した会議運営へと移行できるように、委員の負担軽減策ですとか、教育委員会の関わり方などの整理をさせていただきながら、丁寧な説明を行って参りたいと考えております。令和３年度、社会教育関係事業につきましては、三重県社会教育連絡協議会、南ブロック研修会、スポーツ推進、図書館関連及び文化財関係と、多岐にわたってご意見、ご質問をいただきました。特に文化財といいますか、地域の祭りにつきまして、人口減少が進んでいる現状にあって、祭りの存続、継承に危機感を持たれている意見が寄せられておりまして、今後の重要な検討課題が提示されたものと考えております。最後にその他の項といたしまして、成人式や時期のあり方についてご提案をさせていただきまして、ご意見を伺っております。提案といたしましては先ほど、教育委員会でも、ご提案のとおり、年度内に20歳になるものを対象に、20歳の集いとして開催するということでご提案をさせていただき、ご意見を伺ったところでございますけども、出席委員からご了承をいただいたということで、ご報告をさせていただきました。以上です。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、報告第24号は承認されました。  **報告第25号　社会教育主事の配置について**  日程第20，報告第25号、社会教育主事の配置についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  よろしくお願いします。資料につきましては、43ページからでございます。社会教育主事の配置について、社会教育法に定められておりまして、第９条の２に、社会教育主事を置くということが定められておりますので、これを提案させていただくものでございます。44ページにありますように、私どもの課の職員の中から、加藤を社会教育主事として配置させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。以上です。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第25号は承認されました。  **報告第26号　志摩市スポーツ施設整備基本計画策定等について**  日程第21、報告第26号、志摩市スポーツ施設整備基本計画策定等についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  よろしくお願いします。資料につきましては45ページからでございます。令和３年３月23日に、志摩市スポーツ推進審議会に対しまして、志摩市スポーツ施設整備基本計画策定について、志摩市社会体育施設のあり方について、及び、志摩市の子ども世代のスポーツ推進についてを諮問させていただき、翌24日の審議会におきまして、それぞれ答申をいただいております。スポーツ施設整備基本計画策定につきましては、教育委員会が所管するスポーツ施設の中で、拠点となる施設の位置付けや、老朽化による施設改修の優先順位を明確にし、計画策定を進めていただきたいとの答申をいただいております。社会体育施設のあり方に関しましては、避難所等防災面は考慮せずに、社会体育施設の集約化、廃止等を検討できるよう、利用者アンケートを実施して意見を集約し、利用しやすい施設として、充実させていくよう検証されたい。また、子ども世代のスポーツ推進につきましては、学校現場はもとより、各団体や各事業において、少子化による、人口減少は最大の課題であるものの、子どものスポーツ離れなど、現状をしっかりと把握し、幼児世代からのスポーツ推進策を事業化できるよう検証されたいといった答申をいただいております。以上で、志摩市スポーツ施設整備基本計画策定等に関する答申の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第26号は承認されました。  **報告第27号　志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱について**  日程第22、報告第27号、志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  よろしくお願いします。資料は48ページと49ページになります。志摩市教育集会所の設置及び管理に関する条例がございまして、その第７条第１項に、教育集会所に教育集会所運営委員会を置くとあります。同じく第７条の第２項に、運営委員会の職務として、教育集会所における各種事業の企画及び実施について審議するとあります。今申し上げたのは、条例ですが、さらに規則がありまして、志摩市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則、こちらの第３条に、委員数につきまして、委員15人以内で組織するとありまして、第３条第３項に、委員の任期は２年とするとあります。これに基づいて、委員の委嘱をしております。委員数は合計14人で、うち４人の変更がありました。上から２人目、校長先生の異動に伴いまして、新たに委員となっております。それから４番目の堤さん、９番目の山本さんも人事異動に伴いまして、それぞれ梅本さん、中森さんからの交代となっております。８番目の楠本さんにつきましては、迫間子供会の役員の改選がありまして、喜田さんから楠本さんへの変更となっております。以上です。  説明がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、報告第27号は承認されました。  **その他協議・報告案件について**  日程第23、その他協議・報告案件について、まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告後、一括して行います。  事務局。  よろしくします。  当課の予定としましては、５月20日木曜日9時から、第5回定例教育委員会を、405会議室で予定しておりますので、ご予定の方よろしくお願いいたします。以上です。  事務局。  学校教育課の予定としましては、５月12日に介助員・学習支援教員研修会を予定しております。介助員・学習支援教員の研修会につきましては、年度中２回を考えておりまして、そのうちの第１回目となります。以上です。  事務局。  総合教育センターですけども、先ほどの学校教育課の説明と同じものでございます。すいません、時間の方14時からとなっていますが、14時30分からに訂正をお願いいたします。介助員・学習支援教員研修会を総合教育センターで実施します。  事務局。  生涯学習スポーツ課でございますけども、４月23日金曜日、19時から22時ということで、スペイントライアスロン連盟とのオンライン会議を記載をさせていただいておりますが、先日連盟の方から、延期の申し出がございまして、現在日程調整中です。予定としましては５月中、ゴールデンウィーク明けで、現在調整を進めさせていただいておりますので、日程につきましては、変更ということでご理解いただきたいと思います。以上です。  事務局。  国体推進室です。資料は54ページでございます。４月28日水曜日、こちらは三重とこわか国体総合開会式まで150日というところで紹介させていただきます。4月30日金曜日、13時30分から、三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会、企業協賛の感謝状贈呈式と、そのあと第４回総会を阿児アリーナで予定していましたが、本日からの三重県の緊急警戒宣言をもって、書面で開催するよう調整をさせていただいております。企業協賛感謝状贈呈式につきましては、また日を改めて開催する予定となっております。続いて、５月15日から16日土曜日、日曜日でございます。こちらは三重とこわか国体ソフトボール競技リハーサル大会を開催させていただく予定をしています。  長沢野球場、長沢多目的広場、磯部ふれあい公園の３会場で実施予定となっております。国体推進室の予定は以上です。  以上、各課からの行事予定についての報告を受けましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  ないようですので、次へ進めます。②その他について、何か報告事項等はありませんか。  事務局。  子どもの育ちや学びの支援　志摩市総合教育センター便り第１号について説明します。資料は最後のページになります。まず、表面ですが、本年度から本格的な活用が始まったタブレット端末の効果的な活用について記載させていただきました。活用にあたり３つのことについて記載しています。１つ目は、使い方の確認です。タブレット端末は、自分の学びを広げたり深めたりするための勉強道具であることをしっかりと子どもたちと確認しておかなければなりません。すでに配付させていただいております、タブレットを上手に使うためにという、タブレット使用の約束事を記載したプリントを用いながら、使用の目的や使い方について子どもたちとしっかり確認することを記載いたしました。２つ目は、デジタル教材であるラインズｅライブラリアドバンスの活用についてですが、ｅライブラリというのは、子どもたちが、自分のペースで学習を進めていくための学習用教材のことで、学校だけでなく、今後、家庭学習でも使用していきますので、早期に使い方を習得しておく必要があることから、日常的に使うことや、使い方の具体例を記載しました。３つ目は、授業で活用するということについてですが、使い方は多岐にわたり、先生のアイデアと工夫次第で色々な使い方ができますので、効果的な使い方を考えていきましょうと呼びかける内容を記載させていただきました。下の右の枠ですが、タブレットを用いた授業づくりについては、研修員が、提案授業を行うこともできることについて記載しました。先だっても研修員が浜島中学校で授業を行い、放課後は先生方と使い方について、協議を行ってきました。今後も求めに応じ対応していきます。　裏面をご覧下さい。本年度も実施するプログラミング学習への支援について記載させていただきました。昨年度は、研修員が中心となって行っていたのですが、本年度は、担当する先生方にも授業に入ってもらい、ともに授業を作っていこうという方向で考えています。次に、情報教育支援員について、記載させていただきました。本年度から３名の配置となり、学校に対してより手厚い支援を行っていくことになります。４月当初の約１週間は、センター内で操作方法の研修を行ったり、学校へ出向いて学校の環境下で研修を行ったりしましたが、４月９日からは学校での授業支援が始まっています。その下ですが、子どもたちの心のケアということで、新年度が始まりましたので、子どもの様子をしっかり見ることや心配なことは学校全体で共有することなどについて、記載いたしました。最後は、授業づくりについてということで、授業づくりで大切なことは、学校全体で統一した取り組みを進めていくことであることや、授業づくりのための視点について記載させていただきました。センター便りについては今年度も毎月１回の発行をしていく予定です。以上です。  報告がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  その他のことで何かございませんか。  委員。  卒業式、入学式の文書について、一字の脱字や文字が漏れておった部分や同じ文字が繰り返して記載されておりました。これについては、ダブルチェックで何とかできるのではないかと思います。そういう間違いがないような手だてを講じていただきたいとお願いをしておきます。  ありがとうございます。おっしゃる通りでございますので、今回の場合は、事前に指摘をいただきまして、当日はミスない形のものを置いてくることができましたが、真摯に受けとめたいと思います。自分たちの仕事の仕方ということで、ダブルチェックというご提案をいただきました。そういったことを導入しながら、完璧な文書を作っていきたいというふうに思います。  他によろしいですか。  （「なし」の声あり）  それでは、その他、協議事項・報告案件についてを終わります。以上で、本日の日程はすべて終了しました。次回の定例教育委員会は令和３年５月20日木曜日午前９時から、４階405会議室で行います。以上で令和３年第４回定例教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。  本日の会議を記録し、署名する。  　　教　　育　　長  　　委　　　　　員 |